

「昭和44年税制（個人の土地譲渡所得分離課税、短期重課、長期は段階的引き上げ、居住用資産買換え特例廃止）」

（所得税）

- ・従前総合課税されていた個人の土地譲渡所得について分離課税することとし、昭和44年1月1日以降に取得した土地について50年までに譲渡する場合には40%又は総合課税した場合の税額の110%のいずれか高い額を、昭和43年12月31日以前に取得した土地を昭和45年又は昭和46年に譲渡する場合には10%、昭和47年又は昭和48年に譲渡する場合には15%、昭和49年又は昭和50年に譲渡する場合には20%を課税。

（所得税・住民税）

- ・昭和27年に創設された、所有期間10年超の居住用資産を譲渡し、譲渡のあった年に居住用資産を取得し居住の用に供した場合、譲渡金額が買換え資産の取得価格以下の場合には譲渡がないものとし、譲渡金額が取得価格を超える場合はその超える金額分について譲渡があったものとして長期譲渡所得の課税の特例を適用する居住用資産の買換え特例制度を廃止し、代わりに居住用財産の譲渡所得に係る特別控除制度（居住用資産を譲渡した場合の長期譲渡所得及び短期譲渡所得について、1,000万円を特別控除）を創設。